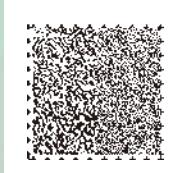


第3次佐賀市文化振興基本計画

概要版

令和3年3月
佐賀市



基本理念 豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興

策定の趣旨

文化は、人々の営みの中から生まれ、育まれ、受け継がれてきたものであり、その地域の、また、そこに暮らす人々の特性をあらわすものです。このような地域文化は、都市化や情報化社会が進行する中で次第に薄らいできましたが、近年、その価値が再認識されています。佐賀市では、平成29年3月に第2次佐賀市文化振興基本計画を策定し、文化施策を推進してきました。令和2年度は計画の最終年度となることから、これまでの成果と課題を踏まえ、引き続き文化施策を推進するための指針として本計画を策定し、取り組みを推進していきます。

計画の範囲

文化は、最も広くとらえると、人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味するとされています。

本計画で取り上げる「文化の範囲」は、文化の中核を成す文化財、伝統文化、芸術、芸能、生活文化、国民娯楽などを示す文化とし、「文化芸術基本法」に例示されているものを参考とします。

計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、第2次佐賀市総合計画及び第4次佐賀市教育振興基本計画の策定状況や文化を取り巻く社会情勢の変化に沿って、必要に応じて見直していきます。



施策の展開



基本理念 豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興

本市には、佐賀市文化会館や東与賀文化ホールをはじめとする多様な文化施設があり、そこでは、多くの市民が多様な文化芸術の鑑賞や文化芸術活動を行っています。

また、市民による文化芸術活動では、佐賀市文化連盟をはじめ市民文化団体や個人などによるそれぞれの活動があり、次世代への発展的継承が期待されており、地元学生による中心市街地をアートで彩るイベントなど、多様な文化芸術活動の基盤もできつつあります。

代表的な歴史遺産には、日本最古の湿地性貝塚を擁する縄文時代の集落遺跡「東名遺跡」をはじめ、城下町佐賀を潤してきた江戸時代の利水施設「石井樋」、佐賀藩主鍋島氏の居城であった「佐賀城跡」、幕末・明治に活躍した佐賀の先人にゆかりのある史跡、そしてわが国の近代化のさきがけとなった「築地反射炉跡」や「三重津海軍所跡」をはじめとする幕末佐賀藩の近代化産業遺産などがあります。

また、無形の文化遺産として、佐賀市独特の「浮立」や九州唯一の「田楽」などの民俗文化財が多数継承されています。このほか、「徐福」や「鑑真」のような言い伝えや伝説といった伝承遺産や「葉隠」に求められる精神文化は、佐賀の歴史文化の奥行きを更に深いものにしています。

これらの文化資源を受け継ぎ、また、文化に触れ、創作活動を行うことで、豊かな人間性を涵養し、感性や創造力を育み、そして、地域文化として後世に伝えていくよう、更なる本市の個性ある文化の進展をめざして、「豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興」を基本理念として掲げます。



基本方針1 文化を「創る」「伝える」「支える」人づくり

文化の振興を図るには、次世代の育成や子どもの文化芸術活動の充実が必要です。そのため、文化芸術活動を推進し、家庭や社会において、文化芸術に触れ、学ぶことができる機会の創出を進めます。また、市民によるさまざまな文化芸術活動を支援し、いきいきと文化芸術活動を行い、文化を通じた人づくりを進めます。



基本方針2 個性あふれる文化のまちづくり

自然や歴史、民俗文化など地域に根ざした資源を保存、継承し、魅力ある文化のまちづくりへの活用と、文化活動による地域活性化をめざします。また、身近なところで多様な文化芸術に触れることができる環境を整備し、個性あふれる文化のまちづくりを進めます。



重点事業

(1) 次世代につなぐ人材育成支援

障がいの有無や国籍に関わらず、全ての人に対して、歴史・伝統文化の継承や文化芸術を鑑賞、体験、学びができる機会を提供することで、次世代を担う人材育成を支援します。

将来の文化の担い手となる人々が、感動したり、研鑽を積む機会を増やすことで、佐賀市の未来の文化振興につなげます。

(2) 東名遺跡の史跡整備及び埋蔵文化財センターの整備

約8,000年前の湿地性貝塚を擁する集落遺跡である東名遺跡は、良好な状態で現地保存されています。東名遺跡への理解を深めるために、史跡の整備とともにガイダンス施設の整備を行います。ガイダンス施設では、東名遺跡から大量に出土している日本最古級の編みかごや木製品などの遺物を展示します。

一方、佐賀市内各地から、毎年出土している貴重な遺物については、展示ができる施設がなく、その遺物のほとんどが保存されるだけとなっています。

この問題を解消するために、東名遺跡ガイダンス施設と埋蔵文化財センターの複合施設を整備することで、東名遺跡の遺物とともに市内各地の遺物についても、保存・活用を行います。

(3) 無形民俗文化財の記録・保存

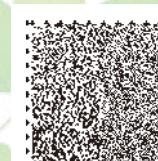
浮立や田楽などの無形民俗文化財のうち、佐賀市内では12件が指定文化財になっています。これらは古くから伝承されているもので、地元住民の方々によって保存・継承されています。しかし、近年、本来の祭りのあり方や芸能の所作などの伝承が危ぶまれています。このような状況下において、無形民俗文化財を適切に継承・保存していくために、正確な映像記録の作成をはじめ、さまざまな支援策を講じていきます。

(4) 幕末佐賀藩の近代化産業遺産の保存と活用の推進

三重津海軍所跡をはじめとする幕末佐賀藩の近代化産業遺産の発掘調査・文献調査を行います。その成果を基に、遺跡の適切な保存に努めるとともに、情報発信を行いながら、活用策を検討します。

(5) 文化施設の整備・活用

近年利用者が増加している佐賀市文化会館や東与賀文化ホールについて、文化に関するアンケートでは、市民や文化団体からの「文化施設の整備」を求める声が多くなっています。市有の文化施設をはじめとした市内所在の施設の利活用を促進するとともに、佐賀県が推進するSAGAサンライズパークの整備と連携した佐賀市文化会館の改修などを行い、市民が利用しやすい環境の整備に努めます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い提唱されている「新しい生活様式」の実践を通して、さまざまな感染症対策を講じながら、人々が交流し、活発な文化活動を行うことができるよう、文化施設の整備・活用について検討し、取り組んでいきます。



計画の構成

基本理念

基本方針

基本目標

事業方針

豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興

文化を「創る」「伝える」「支える」人づくり

個性あふれる
文化のまちづくり

1. 文化を通じた人づくり

2. 多様な文化芸術活動が
行えるしくみづくり

3. 文化財の保存と活用に
による地域づくり

4. 地域に根ざした特色
ある文化のまちづくり

- ・子どもたちの豊かな感性の育成
- ・文化振興の担い手の育成
- ・誰もが文化に親しめる機会の提供
- ・国際交流と多文化理解の推進

- ・文化振興財団との連携
- ・文化団体、NPO、ボランティア
などへの支援
- ・文化を伝える、支える人への支援

- ・地域における伝統文化の継承支援
- ・歴史遺産の保存と活用

- ・文化情報の発信
- ・身近な場で文化にふれることが
できる場所づくり
- ・利用しやすい文化芸術活動の施設
などの整備
- ・観光資源としての活用推進
- ・企業、大学との協働による文化
振興

進捗管理

計画 (Plan)⇒実行 (Do)⇒点検 (Check)⇒見直し (Action) といった計画管理のための PDCA サイクルを実行し、本計画の実現を図りながら、文化振興への効果を着実に上げ、佐賀文化の向上をめざします。このため、市民の視点も踏まえながら、行政を中心となって計画の進捗状況を把握するものとします。

また、定期的に市民の文化に対する意識や意見を聞くための調査などを行い、市民意識や文化芸術活動の現場で発生するさまざまな課題の把握に努めます。

佐賀市教育委員会 教育部 文化振興課

編集・発行

佐賀市大財三丁目11番21号 TEL/0952-40-7369 FAX/0952-26-7378
E-mail/bunkashinko@city.saga.lg.jp

